



令和4年度



酒田市住宅リフォーム 総合支援事業



ご案内



新生活様式

減災・
部分補強

寒さ対策
・断熱化

バリアフリー

克雪化

酒田産
木材使用

酒田市住宅リフォーム総合支援事業とは

安全で良質な居住環境を形成するために、住宅の質の向上を図る工事に対し、工事に要する費用の一部を酒田市と山形県が助成する事業です。受付窓口は酒田市建築課です。

対象となる工事

次のすべての項目に該当する住宅の工事が補助対象となります。

- ①住宅の質の向上を図る工事（3ページの一覧参照）の中から、**工事点数の合計が10点以上**となる工事を含む住宅リフォーム工事。ただし、対象工事費用の合計が50万円未満のときは、5点以上あれば補助の対象とします。
- ②**対象工事費用の合計が25万円以上**であること。
- ③現在の住宅が、**建築基準法令に違反していない**ものであること。違反している部分がある場合は、住宅リフォーム工事とあわせて、是正工事を行う場合は対象としますが、是正に係る費用は補助の対象にはなりません。工事完成時に是正工事が完了していない場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。
- ④**平成25年度以降にこの事業による補助を受けていない**こと。
- ⑤対象となる工事の**施工者が山形県内に本店を有し、かつ、酒田市内に事業所・営業所がある法人、又は、個人事業者**であること。例外として、市外の施工者で申請者と親戚関係を示せる場合は対象とします。

補助の対象者

次のすべての項目に該当する方が申込みできます。

- ①補助の対象となる**住宅の所有者**であること。
- ②補助の対象となる**住宅に居住している**こと。又は、令和5年2月28日までに居住すること。
- ③補助の対象となる工事について、国・山形県・酒田市で実施している**他の助成制度を利用していない**こと。
- ④**市税等を滞納していない**こと。
- ⑤**令和5年2月21日までに実績報告書を提出**できること。
- ⑥酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）に規定する**暴力団員等ではない**こと。